

これまでの議論を踏まえた対応～訪問介護等への従事に関する枠組み～

介護職員初任者研修課程等を修了した外国人介護人材が、以下の事項を遵守する事業所で従事。

- ① 訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと。
- ② 一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。
- ③ 業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること。
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること。
- ⑤ 訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと。

(これまでの議論を踏まえた対応)

- 外国人介護人材が訪問系サービスに従事するに当たっては、**介護事業所等での実務経験が1年以上ある外国人介護人材であることを原則**とする。

提供するサービスの質の担保の観点等から、外国人介護人材が訪問系サービスに従事するに当たっては、介護事業所等での実務経験が1年以上ある外国人介護人材であることを原則とする。

受入事業所の判断で、例外的に、実務経験が1年に満たない外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる際には、

- N2相当など、在留資格上求められている日本語能力よりも高いレベルでの能力を有する場合に限定する、かつ、

- 同行訪問については、利用者ごとに行うこととし、週1回のサービス提供の場合(※)には、

- ・ 同行訪問の期間を半年行う

- ・ ただし、利用者・家族の同意が得られる場合には、3ヶ月の同行訪問を行った上で、サービス提供時に見守りカメラを活用するなどICTを用いて常に事業所とやりとりができるようにすることで対応することも可能とする

といった措置を受入事業所に求める。

利用者等に納得を得ながらサービス提供を行う観点から、書面に上記内容を記載した上で、利用者等に対して、説明を行うことを受入事業所に求める。また、これらの事項の遵守状況について、巡回訪問において確認を行うこととする。

※ 同行訪問について、利用者に対して、週2回のサービス提供の場合は3か月、週3回以上の場合は、2か月行うこととする。利用者・家族との信頼醸成や利用者特性に応じたサービス提供を行うために、2ヶ月以上の同行訪問を求め、それ以上の同行訪問期間の短縮は認めない。